

新潟市新津地域学園及び新潟市新津地区公民館使用料の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、新潟市新津地域学園（指定管理部分を除く。）及び新潟市新津地区公民館使用料の収納を令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの期間、次のとおり委託したので同施行令第 158 条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

新潟市長 中 原 八 一

| 収 納 事 務 を 行 う 場 所 | 収 納 事 務 受 託 者 |
|--|---------------------|
| 新潟市秋葉区新津東町 2 丁目 5 番 6 号 新潟市新津地域学園 新潟市新津地区公民館 | 公益社団法人新潟市シルバー人材センター |